

## 平成24年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成24年12月12日（水）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 1 一般質問  
日程第 2 2 議案第 3号 遠軽町暴力団排除条例の制定について  
(付託案件) (民生常任委員会審査報告、会期中審査)  
日程第 2 3 議案第 4号 遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定につ  
(付託案件) いて(経済常任委員会審査報告、会期中審査)  
日程第 2 4 議案第 5号 遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道  
(付託案件) 路の構造の基準を定める条例の制定について(経済常任委  
員会審査報告、会期中審査)  
日程第 2 5 議案第 6号 遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定につい  
(付託案件) て(経済常任委員会審査報告、会期中審査)  
日程第 2 6 議案第 7号 遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について  
(付託案件) (経済常任委員会審査報告、会期中審査)  
日程第 2 7 議案第 8号 遠軽町都市公園条例の一部改正について  
(付託案件) (経済常任委員会審査報告、会期中審査)  
日程第 2 8 発委第 1号 遠軽町議会委員会条例の一部改正について  
日程第 2 9 発委第 2号 遠軽町議会会議規則の一部改正について
- 

#### ◎出席議員（18名）

議 長	18番	前 田 篤 秀 君	17番	浅 水 輝 彦 君
	1番	石 田 通 行 君	2番	今 村 則 康 君
	3番	清 野 嘉 之 君	4番	林 照 雄 君
	5番	黒 坂 貴 行 君	6番	松 田 良 一 君
	7番	岩 上 孝 義 君	8番	山 田 和 夫 君
	9番	岩 澤 武 征 君	10番	杉 本 信 一 君
	11番	山 谷 敬 二 君	12番	高 橋 眞 千 子 君

《平成24年12月12日》

13番 荒井 範明 君  
15番 奥田 稔 君

14番 阿部 君枝 君  
16番 高橋 義詔 君

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町 長 佐々木 修一 君 教育委員会 会長 富永 史朗 君  
農業委員会 会長 石丸 政雄 君

---

◎説明員

副町長 広井 澄夫 君 総務部長 高橋 義久 君  
民生部長 村本 秀敏 君 経済部長 高嶋 朝雄 君  
経済部技監 松井 雅弘 君 民生部参与 石川 弘美 君  
総務課長 寒河江 陽一 君 企画課長 加藤 俊之 君  
財政課長 太田 守 君 保健福祉課長 松橋 行雄 君  
住民生活課長 渡辺 喜代則 君 農政林務課長 安藤 清貴 君  
会計管理者 小野寺 健 君 水道課長 岸野 博美 君  
水道課参事 久保 英之 君 生田原総合支所長 岡村 宏 君  
丸瀬布総合支所長 工藤 敏広 君 白滝総合支所長 池田 博利 君  
農政林務課主幹 澤口 浩幸 君 保育課主幹 菊地 隆 君  
教育長 河原 英男 君 教育部長 橋本 健一 君  
教育部次長 藤江 敏博 君 監査委員事務局長 舟木 淳次 君  
農業委員会事務局長 安江 陽一郎 君 選挙管理委員会事務局長 舟木 淳次 君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局 長 伯谷 正明 君 庶務・議事担当主任 小玉 美紀子 君  
事務局 主幹 河本 伸二 君 庶務・議事担当主任 梶田 淳一 君

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は18人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、石田議員、奥田議員を指名いたします。

---

◎日程第2 1 一般質問

○議長（前田篤秀君） 日程第2 1 一般質問を行います。

一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、荒井議員。

○13番（荒井範明君） ー登壇ー

私のほうから、後に控えております松田議員の前座ということで質問させていただきます。

まず、1番目に認定こども園の関係ですけれども、これは11月27日に民生常任委員会で担当の方と議論をさせていただきましたが、今ひとつ納得いかない部分もありますので、あえて一般質問の形をとりました。

それから2番目の情操教育の一環で、ピアノの関係ですけれども、これも過去何年かにわたって再三いろいろな立場で指摘をいたしましたけれども、一向に改善されないもので、これもあえて一般質問で取り上げました。

それでは、1番目の認定こども園の推進について質問いたします。

幼稚園は、教育基本法に基づいた教育施設で、文部科学省の所管です。一方、保育所は児童福祉法に基づいた福祉施設で、厚生労働省の所管です。

平成18年に、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部が改正されております。その後、平成21年2月に認定こども園登録についての通知が発表され、3月に幼保連携推進のためのマニュアルが作成されております。就学前の教育、保育のニーズに対応できる新たな選択肢として認定こども園が注目されております。遠軽町では、その推進を図り、子育て家庭を支援し、少子化対策に多少なりとも寄与すべきと考えております。私はそういうふうに思いますので、町長の考え方をお伺いいたします。

それから2番目に、遠軽町の保育計画策定と、その取り巻く環境の充実ということで

ございます。

遠軽町の将来人口を推計し、保育計画を策定すべきです。現在、遠軽町の保育所は8カ所ありますが、定員は合計で555名です。ところが、通っている子供たちの数は、11月1日現在で294人だったと思いますが、そういったことも考え、また、施設の老朽化も考えて、遠軽町の保育計画を立てるべきだろうというふうに思います。その考え方を聞きいたします。

それから、保育所では情操教育の一環としてピアノ等を用意しておりますけれども、調律に関する整備はどのようになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

荒井議員の1点目の認定こども園の推進をについてお答えいたします。

国は、平成18年10月に幼稚園と保育所等における小学校就学前の子供に対する教育、保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的として、認定こども園制度を開始いたしました。この制度が始まって6年が経過し、10月1日現在、全道で50施設、オホーツク管内では7施設、認定こども園として認定されていますが、遠軽町には、まだ認定こども園はありません。

少子化が進行する中、町内にある3幼稚園にとりましては、子供の減少は経営と直接結びついていきますので深刻なことであり、幼稚園は町にとりましても地域振興に大きく貢献していますので、少子化の進行による影響は重大なものと認識しております。

町立の保育所についてであります。保育所も少子化の影響により年々入所者数は減少しております。さらに、その建物は昭和47年から昭和54年にかけて6保育所、平成5年と平成12年にそれぞれ1保育所が建設されましたので、老朽化している保育所が多いという状況であります。

このような状況下、町といたしましては、町立保育所の施設整備等を十分に鑑み、保育所の入所児童数減に伴う保育所の統廃合、それと同時に、町内にある3幼稚園の将来計画等も調査した上で民間幼稚園にゆだねる部分との役割分担を明確にしながら推進する必要があると考えているものであります。

次に、2点目の町の保育計画策定と環境の充実をについてであります。

御質問の町の将来人口を推計し、保育計画を策定すべきですとのことでありますが、現在の児童福祉法では待機児童の数が50人以上の、いわゆる特定市町村、これは市町村保育計画を定めるものとしております。遠軽町につきましては、この特定市町村ではないので、市町村保育計画を定めていません。しかし、平成24年8月22日、国は新たに子ども・子育て支援法が公布されました。この支援法には、国が定めた基本指針に則して市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとなっております。したがって、子ども・子育て支援法が本格施行予定の平成27年度に向けまして、本町も市町村子ども・子育て

て支援事業計画策定に向けて準備を進めてまいりますので、御理解いただきたいと思ます。

次に、保育施設の情操教育の一環としてピアノを用意している保育施設もありますが、調律等の環境整備はどのように対応していますかとの御質問についてであります。

現在、保育所のピアノは、町内にあります8保育所に1台ずつ、計8台配置しており、リズム遊び等で毎日、行事ではお遊戯会等において使用しております。ピアノの調律につきましては、1年に1回の調律を行っている状況であります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 幾つか再質問をいたします。

町長のただいまの答弁の中に、民間との役割分担ということが出てきましたので少し安心しておりますけれども、私は、行政サービスということについて、つらつら考えるのですが、以前から見ると随分サービスの範囲が広がっております。一方で、定年退職者に対する補充、これが2割補充となっておりますので、仕事が年々きつくなっているのかというふうに思いますけれども、そういったときに行政でもうやらなくてもいいサービス、終わっていいサービスがあると思います。民間に任せる部分は民間に任せるというのは大賛成なのですけれども、それで認定こども園の質問をいたしますが、認定こども園の特徴というのは、例えば保育をしてもらうという親が仕事についているか否かというのは関係ないという特徴ですとか、幾つかあるのですけれども、認定こども園の主な特徴というのをどのように押さえていましょうか。

○議長（前田篤秀君） 石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） お答えいたします。

認定こども園の特徴と申しますと、今、議員の中にもありましたように、親の就労の有無にかかわらず、子供が教育及び保育を一体的に受けられるということが一番の特徴であろうというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 私、聞き方が悪かったですね。もう少し、一つだけではなくて、三つ、四つ紹介してもらいたかったのですけれども、それはいいでしょう、わかっているのだろーと思ます。それで、認定こども園というのは、パターンが四つあります。幼保連携型と幼稚園型と保育所型と地方裁量型の四つのパターンがあるのですけれども、四つのパターンのそれぞれの特徴、簡単に結構ですのでお答えください。

○議長（前田篤秀君） 石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） まず、幼保連携型についてでありますけれども、認可幼稚園と認可保育所とが連携をして一体的な運営を行うということが、この幼保連携型の特徴であります。次に、幼稚園型ですけれども、認可幼稚園が保育にかける子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

ということが幼稚園型であります。次に、保育所型ですけれども、認可保育所が保育にかける子供以外の子供を受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園として機能を果たすタイプ、これが保育所型であります。次に、地方裁量型でありますけれども、幼稚園、保育所いずれも認可のない地域の教育保育施設が認定こども園として必要な機能を果たすタイプということが特徴と言えるかと思えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 認定こども園ですけれども、今、担当の方がお答えした中に、認可幼稚園と認可保育所というのが出てきましたけれども、認定と認可の違いというの理解しているでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） ちょっと時間をいただきたいと思えます。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

---

午前10時13分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） 大変申しわけございませんが、今の段階ではっきりお答えできません。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 認可幼稚園、認可保育所と認定こども園との違いをきちんと押さえてもらえれば結構なので、後で調べておいていただければ結構ですけれども、私は理解しているので、意地の悪い質問をしたわけではないので、事実をきちんと押さえて行政作業を進めていってくれるのかなという期待で質問しております。

それで、その辺がわかっただけなければ、ちょっと質問も続けづらいのですけれども、先ほど町長の答弁の中に、北海道で51カ所と言っていましたよね。私が調べた時点では、ことしの4月1日現在では北海道49カ所だったのですけれども、どこか2カ所ふえたのだらうと思えますけれども、全国では900を超える認定こども園があるのですよね。それで、これを早急に2,000カ所までにしたいというのが国の方針なのです。

今、時代の流れは、幼児については保育所か幼稚園かという選択ではなくて、両方あわせ持ったものというのが流れなのです。ですから、これから認定こども園がふえていくのだらうと思えますけれども、なかなか普及しないのは、保護者の方がうまく理解していない。これは行政側、国のほうの宣伝の仕方が悪いのだらうと思えますけれども、それからもう一つネックになっているのは、担当者がこの仕組みをきちんと理解していないという

ところに、なかなか普及しないということがあります。というふうに、物の本には出ておりました。それで、先ほどそういう質問をしたのですけれども、ことしの7月1日の教育振興基本方針でも、でき得る限り早い時期に2,000カ所にしたい、それ以上にしたいということになっておりますので、遠軽町もそういう体制にいていただければいいのにな、子育て家庭の応援になるのになというふうな気がいたします。

それで、施設を整備する場合、こういった国の補助制度があるのかということは理解しておりますか。

○議長（前田篤秀君） 石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） お答えいたします。

安心子ども基金、これは国が北海道に対しまして基金を北海道に積み立てをし、その中で市町村等の保育園の整備、あるいは認定こども園の整備というようなことに使える制度でありまして、国が半分、市町村が、補助メニューにもよりますけれども、補助割合がそれぞれ異なっておりますけれども、安心子ども基金という制度がございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 国が半分、地方自治体が4分の1、設置者が4分の1という、そういう仕組みは当初から担当の方は理解していただいでしょうか。そういうことで、民間に任せる部分は民間に任せようと、自前でやることは自前でやろうという、そういうことで保育行政を進めていたのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） この点につきましては、当初、私の判断の誤りもございまして、そういう認識はしていなかったというのが事実でございます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） その辺を反省していただいて、これから保育行政を進めていただければ結構かと思えます。

それで、2番目の質問ですけれども、遠軽町の保育計画を町長はつくるほうがいいというふうな判断だというふうに聞きましたけれども、いつごろをめどにそういう計画が策定されるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） 先ほど町長の答弁にありましたように、市町村子育て支援事業計画というものを、この子育て関連3法案の成立に伴いまして今後つくることになっております。それで、この事業、子ども・子育て支援事業計画につきましては、遅くとも27年の半年前までに策定をしなければならないというふうになっております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それでは、保育所の入所の子供たちの環境の問題ですけれども、保育環境問題ですけれども、特にピアノに絞ったのは、何年か前から父兄の方々、保育所に通わせている親の方々から、お遊戯会とかそういうところに行ったときにピアノの音が狂っていると、気になるという声が幾つかありました。遠軽町は、小学校、中学校、高校、青少年吹奏楽団等、非常に音楽が盛んな町で、音楽の町とも言われておりますけれども、そういう経験をしてきたお父さんやお母さん方が、自分の子供が保育所に行ったときに、そういうお遊戯会みたいな場面に行ったときに、先生が弾くピアノの音が狂っているのが気になるわけです。そういう訓練を子供のときからしてきて大人になったわけですから。音楽の町遠軽なのに、ああいうピアノで恥ずかしとなるわけです。

私は、いろいろな立場で、そういうふうに声がありますと、きちんと対応してくださいということを言ったのですけれども、あるときは、私は詳しいことはわかりませんと言ってみたり、言っても何の返答もなかったり、それがずっと続いたものですから、あえて一般質問に上げたのです。

遠軽町は、ピアノの関連産業もごさいます。非常にレベルの高い関連産業がごさいますので、そういった中でも、音の狂ったピアノで子供たちの情操教育というのは、ちょっといかなものかというふうに思いますので、その辺を考えてきちんとした対応をお願いしたいと思いますが、いま一度、その辺の対応課題について御答弁をお願いします。

○議長（前田篤秀君） 石川民生部参与。

○民生部参与（石川弘美君） 今後につきましては、ほかの課に倣いまして、そういう立場にある方に調律をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、荒井議員の質問を終わります。

通告2番、松田議員。

○2番（松田良一君） ー登壇ー

先輩議員の荒井議員の後に、小心者の私が質問させていただきたいと思います。

まず、1番目に農村地区の汚水処理について伺いたいと思います。

丸瀬布、白滝地域並びに近隣町村では、農家において個別排水処理による生活環境整備が行われていますが、遠軽地域、生田原地域においては、いまだ行われておりません。汚水処理は生活を整えるだけでなく、人の心も豊かにするのです。また、目に見えない後継者対策の重大な案件ではないかと思いますが、町長の見解をお伺いします。

二つ目に、遠軽町における酪農の現状と振興策についてお伺いいたします。

遠軽町では、昨年からことしにかけて3戸の酪農農家が離農し、64戸の搾乳農家で4万4,200トンの生乳を生産しております。搾乳農家70頭以上の、俗に言う大型酪農は34戸です。遠軽地域だけを見ますと、搾乳農家は28戸で、21戸の70頭以上の搾乳農家があります。また、21戸中14戸の農家で60歳以上の我々世代の親たちが外回りなどの仕事をしながらサポートしているのが現実であります。年齢的にサポートできな



くなったときに、夫婦2人でどれだけの経営がやっていけるのか大変心配しています。

我々の世代が元気で仕事のできるうちに、酪農家の方向性を見出さなければなりません。また、離農地の跡を取得しながら規模拡大を行っていますが、農地の分散は解消されず効率のよい農作業ができません。これからは、ゆとりある豊かな生活をするためには、TMRセンター、混合飼料センターによる作業の分離・分業化が必要ではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

以上。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

松田議員の御質問の農村地区の汚水処理についてお答えいたします。

議員も御指摘のとおり、現在、丸瀬布地域と白滝地域では合併前の地域の取り組み経過などの特殊事情を考慮し、合併後は特定環境保全公共下水道事業で整備した市街地部を除き、主に農村地区を対象として遠軽町丸瀬布及び白滝個別排水処理施設条例に基づき、地域を限定して対応してきているところです。また、遠軽地域と生田原地域につきましては、つい先日、公共下水道区域の見直し作業が終了したところであり、丸瀬布地域と白滝地域で実施中の個別排水処理事業の内容を参考に、今後、事業の実施を計画していきたいと考えているところであります。

それぞれの地域で個別排水処理を検討するには、これまでの地域における取り組みの経過や地域の住民の希望調査などの基礎調査が必要となりますので、事業の実施までにはいましばらく時間が必要となるところであります。このような状況を御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、遠軽町における酪農業の現状と振興についてお答えいたします。

本町の酪農の振興に係るTMRセンターに対する私の見解をという御質問であります。まず、TMRとはトータルミックスドレーションの略で、乳牛が要求する栄養素を過不足なく満たす混合飼料というものであり、これを1カ所で集中的に製造し、各酪農家に配送する、いわゆる給食センター的な役割をする組織と施設がTMRセンターであります。

さて、北海道の酪農は恵まれた土地資源のもと、高品質の生乳が低コストで生産されてきましたが、近年は酪農家戸数の減少と1戸当たり使用頭数の増加から、生乳生産構造は大きく変化してきております。本町において、合併以降、わずか五、六年の間に、残念なことに2割以上の酪農家が離農しましたが、1戸当たりの使用頭数は増加しており、フリーストールという使用形態もふえたことから、TMR飼料の導入を希望する酪農家がいると聞いております。

また、高齢化や高齢者不足による担い手や労働力不足と、議員御指摘の農地の分散による農作業効率の低下などは、酪農経営に常に重くのしかかっている課題と言えます。このような現状から、給餌労働の省力化、使用効率の向上を目的に、TMRセンターの普及が

全国的に進んでおり、北海道においては15年ほど前に興部町で法人による組織が誕生して以来、施設整備や組織化が進み、現在、道内には50以上のセンターが設立しております。

本町においても、以前から一部の酪農家や酪農団体、青年部の方々が道内の施設や組織を視察されるなど導入を検討されているというお話は何っております。しかしながら、本町では、粗飼料収穫に係るコントラクター事業の充実も重要であり、以前からえんゆう農協の強い要望を受けて、ハーベスターなどの収穫機やハイダンプワゴンといった作業機の導入に対する助成を行い、コントラ事業の推進を図ってきた経緯もありますので、議員お尋ねのTMRセンターにつきましては、農協や関係機関と緊密に連携し、情報収集や調査を実施してまいる考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 松田議員。

○2番（松田良一君） それでは、1番目のことからお伺いしたいと思います。

実は、この生活排水の関係は、22年3月の一般質問の中でも質問させていただき、十分に検討するというお答えをいただいて今日に至っているわけですが、その中で、実は京都女性との交流会ということで、たしか遠軽は昭和56年ぐらいから参加していると思います。その中で、13組の方が遠軽にお嫁さんに来ていただいて、農家に嫁いで一生懸命頑張っている。また、えんゆう農協におかれましても、昨年度、それぞれ札幌とか道内から女性との交流会をしまして、ことしたしか8月にお嫁さんに来たという家庭もあります。遠軽の町の中から嫁さんをももらった方もいます。農家から農家にとというのはほとんどないのが現実ですが、このように都会から農家に嫁さんに来るとことは、本当に我々が想像する以上に大変なのかなと思っています。

その中で、ある女性に、10年過ぎまして聞いたことがあるのですが、何が一番びっくりしましたと聞いたときに、正直、ぼットントイレが本当に驚きと戸惑いがあったと言いました。でも、私は好きな人と一緒に酪農をやっていく、2人で仕事をやればその努力が認められるのはこの職業だということで、早10年もう過ぎましたけれども、今日では牛の管理は一切、全部そのお母さんが担ってやっているのです。それがすごく喜びとして感じてくれているのです。それをぜひとも守ってやりたい。やっぱり、都会から嫁さんに来て、我々が感じている以上に大きなストレスを抱きながら好きな人のところに嫁いで農家をやっていく。そして、そこに喜びを見つけていくということに、私は本当にこれからも大事な部分だろうし、やっていかなければならないのかなと思っています。

また、農家は俗に言う3K、汚い、きつい、危険という、本当に負の代名詞のように言われていますけれども、確かに昔、きつい、全部手作業の中でやってきた中、そのほかに危険というのですか、なれ合いによる危険作業の危険もあります。でも、汚いは、ぼットントイレの代名詞なのですよね、これは。それをぜひクリアしていきたいなと、それをどうするかは、やっぱり農家個々ではなく行政の一つとしてやっていかなければならないの

かなと思っています。それをぜひとも、すぐとはなかなか難しい部分があるのかもしれないけれども、ぜひとも近い将来、そういう部分では実現できるのかなと思っていますので、再度お答えをいただければいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 農業関係ですので、農業の立場からお答え申し上げますけれども、農村地区汚水処理につきましては、過去に農業集落排水施設整備で検討したことがございます。具体的には、農業振興地域内の農業集落の計画規模20戸以上、おおむね1,000人以下という条件下でございました。しかし、対象地区の場合は、個々の農家が点在するというので、集落から離れた地域については除外しなければならず、経済性、事業効果から判断いたしまして実施に至らなかったという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 松田議員。

○2番（松田良一君） 確かに内地のほうに行けば農家間が狭いということもありまして、内地のほうに行ったときには集落排水が盛んに行われているのが現状だと思います。遠軽で言えば社名淵地区の町の近くで行われるのがいいのか、それとも瀬戸瀬地区のあの地域あたりができるのかな。それでも内地のほうから見たら、ちょっと難しいのかなと思います。その中でどう行われるかといったら、個別排水がどうなのかという思いがあるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 農業につきましては、やはりTPPの問題とかさまざまな困難な課題がございますが、やはり北海道の経済を支える一番の基盤でございます。一次産業の上に立つ商工業につきましても、我が町でもそうですが、遠軽町だけの農業ではなくて、近隣の一次産業の上にもいろいろな産業が成り立っているというふうには私は認識しているところがございます。そういったことを鑑みますと、今回、農業者に限定という形のお話だというふうに承りますけれども、やはりこれだけ離農が進んでいる状況を鑑みますと、農業後継者にとりまして、その生活環境の改善は急務と言えらると思いますし、そこに嫁ぎます花嫁さんにとっても重要と考えているところがございます。

農業予算の中で農業改良制度資金ございますけれども、そういった5号のほうで農業者の環境整備という項目もございますけれども、そういったものを利用しながらもできるかどうか、そして、そういったことを利用した場合に希望する農業者の方がどれくらいいるのかといったような調査もしまして、そして制度設計も含めてこれから検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 松田議員。

○2番（松田良一君） ぜひとも行っていただきたいと思いますので、期待しております。

それでは2番目に、遠軽町における酪農業の現状と振興について再質問させていただきます

たいと思います。

その前に、遠軽町の農業がどういう状況に置かれているか、そういう部分で、農地がそれぞれ少ない面積で持っていたのが離農しながら、そこら辺の土地を取得して、なおかつ規模拡大して今日に至っているわけなのですけれども、その中で1カ所、全部まとまってというのはなかなかなかったのかなと思います。

それで、過去に、たしか平成13年、4年だったと思いますけれども、農地の集約ということで、農業委員会における交換分合に取り組んだ経緯がありますけれども、その辺の経過とどういう状況になったのか、農業委員会会長にお伺いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 石丸農業委員会会長。

○農業委員会会長（石丸政雄君） 松田議員の質問にお答えしてまいります。

平成13年、4年当時、千代田、美山、社名淵地区で国の補助を受けまして交換分合をしようというようなことで話があったのは事実でございます。交換分合は、あちこちに分散している土地を集約して作業効率や何かを上げるべく行う事業で、また、交換分合を行う際に当事者の合意があれば農地を拡大したり、また縮小したりすることもできる事業でございます。

交換分合の効果としては、低コストで高い生産性を実現して農業経営の改善が期待できることでありますが、具体的に自宅の圃場から圃場までの通勤距離、移動時間が短縮されるということで、本当にいい事業であったのですけれども、団地面積の大きさとか機械効率を使用するにはいいということもわかっていたのですが、当時の交換分合の話の中では農地自体のよしあし、砂利とか粘土層、いろいろな問題がありまして、公平に農家がいかない疑問視されて、今回、交換分合を実現することができなかったということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 松田議員。

○2番（松田良一君） 確かに当時、私も農業をやらせていただいて、遠軽は特に山間地、平らなところと土地の条件が本当に違う、土地の質も違う、そういう状況の中で交換分合というのはなかなか難しかったのかなと思って再認識するわけですけれども、そういう中で、今回質問させていただく中で、TMRセンターとかそういういろいろな包括する中で、そういうのを一切含めた中で、全体の中でやっていくという方法がどのようなものか。また、十勝みたいにしっかり基盤の目に割れて、そういうところでやれるのであればいいけれども、遠軽みたいなのところではやはり難しいのかなと思います。そういうことで、やはり地域全体で、少なくなった人間でいかに効率のいい仕事ができるのか、一つの目安としてTMRセンターみたいなのが必要なのかなと思うのですけれども、会長としてどのようにお考えですか。

○農業委員会会長（石丸政雄君） ただいまのTMRセンターの設置の有効性についてですが、農業委員会の総会等において、特にTMRセンターのことについて協議は行ったことはありませんが、私自身としてでございますが、北海道の酪農は恵まれた土地、地質を

もとに高品質の生乳を低コスト生産をしている。その一方で、近年、生乳生産構造も大きく変化しております。その原因の一つは、酪農家の戸数の減少、1戸当たりの使用トン数の増加等がありますが、特に年間、1,000トン以上もの生乳を出荷する酪農メガファームが年々ふえているのが実情です。このほとんどは、フリーストール牛舎とミルクングパーラーというような設置をして、TMR飼料を給餌している牧場がほとんどでございます。一方で、生乳生産の大部分を担う家族経営は、労働過重、生産性低下の問題を抱えており、特に繋ぎ牛舎等は飼料の給餌、搾乳等の機械化がしづらいというのが現状で、家族労働過重となっているのが多いということで、北海道内の状況と同様に、遠軽町内においても後継者不足、高齢化による廃業が後を絶たない状況であることから、TMRセンターの設置は急速に進める課題の一つというふうに認識しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 松田議員。

○2番（松田良一君） 農地の流動化とかそういう部分で、一つの選択枠としてTMRセンターがあるのかなと思っております。会長のほうからもお話ありました、繋ぎの中ではなかなか厳しい部分もあると思います。その中でも14戸の農家がそれぞれ親子で、家族みんなで少しは余裕あるのかなと思って見ていますけれども、中にはそのほかに、現実には遠軽では3戸の農家が夫婦2人だけでやっているところがあるのです。その地域の中ではみんな仕事仲間、お互い助けあっこをしながら、現実的には何とか餌をつくる、そして後はやれる範囲でやっているわけなのですけれども、それがみんな14戸のところだんだん広がって、退任して年金もらうことによって、だんだん退任せざるを得なくなるというか、身体的に難しくなっていくのかなと思ったときに、果たして夫婦2人でやってくれるのか。かといって、フリーストールという形に持っていくには相当のリスクがあるだろうし、そういう部分で、やっぱり年金を受給しながらでも手伝えるうちはいいのですけれども、できなくなったときにどうするか。また、現実には、年金をもらうことによって離農する人、年金をもらわなくても、営農をやっている70代に入ってくるとやめざるを得なくなるのかなというのが、実質もう目の前に少なくとも5件はいるのですよね。その農地をどうするか、遊ばしておいていいのか、それをみんな引き受けながらも、少しずつでも規模拡大をやっていくということは、そこに作業の分散、搾乳に専念できる、乳牛の扱いに専念できるという方向に持っていかなければ、なかなか規模拡大のところも難しいのかなと思っております。

そういう中で、後継者はどうなるのか心配していますけれども、昔、農家を尋ねたときに、ある農家では、3歳、4歳のひ孫ですよ、じいちゃんにしたら、そのひ孫が、じいちゃん、牛舎行くよ、乾草やりに行くよ、八十何歳のじいちゃんが作業着、オーバーオールに着がえて作業に行くのですよね、にこにこして。こんな小さいときからこうやって作業に携わって、牛飼いの喜びをみんなで分かち合うというのはすばらしいなって感動いたしました。また、ある農家では、中学生、高校生が一番クラブ活動に盛んに熱心にやれる

《平成24年12月12日》

世代のときに、おまえ牛飼いやれや、いや、俺はしない、2人でそうやって言いやっこをしながらも、上の子は高校で一生懸命遅くまで練習、中学生になった子はまだ余裕あるのでしょう、早く明るいうちに帰ってきたときに、家族がミルクやりをやっていれば、普通ならしませんよ……。

○議長（前田篤秀君） 松田議員に申し上げます。質問の要旨を整理し、完結に質問してください。

○2番（松田良一君） はい、わかりました、済みません。

このように、小さい後継者も育ってきているのです。それを安心して任せるには、やはりそういう土台を今からつくっていかねばならないと思うのですけれども、先ほども答弁いただきました、最後に、これは時間がかかると思うのです、何年も。それをしっかりと、生産者はもちろん、農協もちろん、行政も3者一体でぜひともやっていただきたいと思っておりますので、最後にもう一度、町長よろしく申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 飼料の収穫作業ですとか育成部門の分業化、そして酪農ヘルパーの充実などによりまして搾乳作業に専念できるというようなことが、後継者や担い手不足の解消につながる大きな要素かなと思っておりますので、こういったような施策は今も申したようにやっているものもたくさんありますけれども、施策を展開していく必要はあるというふうに認識は十分しております。ただ、議員もおっしゃったとおり、このTMRについては相当な規模が想定されます。ただ、その規模も、これから受益農家をどの程度で読んでいくのかですとか、そういったものについて施設の規模も多分変わるでしょうし、そしてまた国の制度も入れなければ財政的にも相当大きなものになりますし、また、酪農、農家の方も実際負担も出るようなこともありますので、そこら辺、これから本当に関係機関といろいろ協議しながら検討していかねばいけないなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 以上で、松田議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11時10分 休憩

午後 2時17分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎追加日程の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これ

を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

### ◎日程第22 議案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第22 議案第3号遠軽町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

平成24年第6回定例会において付託いたしました民生常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

黒坂民生常任委員長。

○5番(黒坂貴行君) ー登壇ー

民生常任委員会付託案件に係る委員長報告をいたします。

平成24年第6回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました議案第3号遠軽町暴力団排除条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

本条例の制定につきましては、暴力団の排除に関する基本理念や施策等を定めることにより、町内から暴力団の排除を推進し、町民の安全で安心な生活を確保するため必要な事項を定めるものであります。

本委員会としては、委員会審査を平成24年12月11日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることと決定したものであります。

以上、報告いたします。

○議長(前田篤秀君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

### ◎日程第23 議案第4号から日程第27 議案第8号

○議長(前田篤秀君) 日程第23 議案第4号遠軽町道路の構造の技術的基準等を定め

る条例の制定について、日程第 2 4 議案第 5 号遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定について、日程第 2 5 議案第 6 号遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定について、日程第 2 6 議案第 7 号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正について、日程第 2 7 議案第 8 号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

平成 2 4 年第 6 回定例会において付託いたしました経済常任委員会からの審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋義詔経済常任委員長。

○ 1 6 番（高橋義詔君） 一登壇一

報告いたします。

平成 2 4 年第 6 回遠軽町議会定例会におきまして、経済常任委員会に付託されました議案第 4 号から議案第 8 号について、遠軽町議会会議規則第 7 7 条の規定により、審査結果を報告いたします。

初めに、議案第 4 号遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを報告します。

本条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものです。

本委員会としましては、委員会審査を平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第 5 号遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものです。

本委員会としましては、委員会審査を平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第 6 号遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものであります。

本委員会としては、委員会審査を平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第 7 号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを報告いたします。

本条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進



を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に伴う入居収入基準及び条文等を整備するため、必要な事項を定めるものです。

本委員会としましては、委員会審査を平成24年12月11日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

次に、議案第8号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを報告いたします。

本条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による都市公園法の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものです。

本委員会としましては、委員会審査を平成24年12月11日に行い、全会一致をもって原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上、報告いたします。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は上程の順により行います。

これより、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

○町長（佐々木修一君） 次に、議案第7号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、上程の順により採決いたします。

これより、議案第4号遠軽町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを

採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号遠軽町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号遠軽町町営住宅等の整備の基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第28 発委第1号から日程第29 発委第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第28 発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正について、日程第29 発委第2号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを一括して議題とい

《平成24年12月12日》

たします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

杉本議員。

○10番（杉本信一君）　－登壇－

発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正について御説明いたします。

提案の理由は、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次のページをお開きください。

別紙として、遠軽町議会委員会条例の一部を改正する条例の内容について示しておりますが、詳細につきましては、次のページの参考資料、遠軽町議会委員会条例（抜粋）新旧対照表において説明いたします。

次のページをお開きください。

第1章の通則、第6条の特別委員会の設置について、第3項に「特別委員は委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する」を追加するものです。

第8条の委員の選任については、第1項のただし書中「議長が指名することができる。」を「議長の指名による。」に改め、第1項から第4項を1項ずつ繰り下げ、第2項から第5項とし、第8条に第1項として「議員は少なくとも一の常任委員会となるものとする。」を加えるものです。

第13条は、見出し中「委員長及び副委員長」を「委員長、副委員長及び委員」に改め、第13条第2項に「委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。」を加えるものです。

前のページにお戻りください。

附則としまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。この附則第1条ただし書の政令で定める日から施行するということについてですが、地方自治法の一部を改正する法律が9月5日に公布され、施行期日においては、その公布日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされております。

以上で説明を終わります。

続きまして、発委第2号遠軽町議会会議規則の一部改正について御説明いたします。

提案の理由は、地方自治法の一部改正に伴い、本規則の一部を改正するものです。

次のページをお開きください。

別紙として、遠軽町議会会議規則の一部を改正する規則の内容について示しておりますが、詳細につきましては、次のページの参考資料、遠軽町議会会議規則（抜粋）新旧対照表において説明いたします。

次のページをお開きください。

今回の改正は、2章7条の規定を追加するものでありまして、目次の第14章会議録から第19章補則までを2章ずつ繰り下げ、第16章から第21章とし、第14章公聴会、

《平成24年12月12日》

第15章参考人を追加するもので、あわせて第117条から第123条までを7条ずつ繰り下げ第124条から第130条とし、新たに第117条から第123条を追加するものです。

本則としまして、第2章の議案及び動議、第17条修正の動議について、第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改めます。

第7章の委員会、第73条所管事務等の調査については、第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改めます。

第14章と第15章については条項の追加で、第117条公聴会開催の手続から第123条参考人までを新たに追加いたします。

以下、章については2章、条については7条、それぞれ繰り下がります。

別紙に戻りまして、附則ですが、この規則は公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。この附則第1条ただし書の政令で定める日から施行するというのも、先ほど遠軽町議会委員会条例の一部改正についての附則で説明した内容と同じでありますので、承知願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。

これより、発委第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、発委第1号の質疑を終わります。

次に、発委第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、発委第2号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

これより、発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成24年第6回速軽町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議

長

前田 篤秀

署

名

議

員

石田 通介

署

名

議

員

奥田 稔